



# 消費税率引き上げに伴う 教習料変更のお知らせ



令和1年10月より消費税率が8%から10%に引き上げられることになりました。  
これにより、教習料金の計算が変更になります。

10月以前に受けている授業分は8%での計算、

10月以降に受けた授業分は10%での計算となります。

授業をいつ受けたかによって、消費税を計算していきます。

ただし、10月までに教習料を全額支払い済ませている方に関しては、

8%の教習料のままとなります。

(10月以降に追加料金が出た場合は、その追加分は10%での計算です。)

ご理解のほどよろしく申し上げます。

学校長